

「岐阜県屋外広告物条例の一部改正(案)」に対する県民意見募集(パブリックコメント)とそれに対する県の考え方(パブリックコメント結果)

【意見募集期間】 令和6年10月15日(火)～11月13日(水)

【意見募集結果】 7名、14件

岐阜県都市政策課

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>① 病院や学校など準公共施設の案内表示のような道標が、公道上に道路標識のように設置してあることがあるが、これも点検義務の対象になるでしょうか？対象外であって欲しいです。</p> <p>② 自家広告物も点検義務が適用されるでしょうか？対象外であって欲しいです。</p> <p>③ 点検義務に違反した場合に罰則はあるのでしょうか？対象外であって欲しいです。</p> <p>④ 点検間隔が不明です。なるべく間隔はあけて欲しいです。何年かに1回とかが理想です。</p> <p>⑤ 改正のあかつきにはとにかく広く周知をしてほしいです。</p> <p>⑥ 公道を占有している広告物については利用料を取っている市町村から管理者に案内が入るようにして欲しいです。</p>	<p>① ご提示の件も含めて、点検義務は、条例施行規則で定める一部の広告物又は掲出物件(はり紙などの簡易なものや他法令で点検が義務付けられてるものなど)を除き、全て適用されます。</p> <p>② 自家広告物も含めて、点検義務は、条例施行規則で定める一部の広告物又は掲出物件(はり紙などの簡易なものや他法令で点検が義務付けられてるものなど)を除き、全て適用されます。</p> <p>③ 点検義務には罰則規定はありません。 なお、許可期間の更新等の際には、点検が必須となりますので点検をしていただけない場合は更新や許可が出来ません。</p> <p>④ 野立広告物で鉄骨造りその他の堅固な構造のものであれば、既に許可を受けている物件を更新する場合は許可期間の2年以内に点検を行っていただく必要があります。また、それ以外の野立広告物であれば、許可期間の1年以内に点検を行っていただく必要があります。詳しくは、岐阜県屋外広告物条例等早わかり(以下のリンク先)によりご確認ください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/338116.pdf</p> <p>⑤ 今回の条例改正については、県ホームページ、県広報、市町村の屋外広告物窓口等で、県民の皆様に広く周知し、さらに岐阜県屋外広告業登録業者、岐阜県屋外広告物講習会修了者及び岐阜県広告美術業協同組合(屋外広告物の業界団体)にも周知する予定です。 また、岐阜県屋外広告物条例により、既に許可を受けている物件については、その許可期間の更新の手続きの際に市町村から案内していただきます。</p> <p>⑥ ⑤のとおり、県民の皆様には広くご案内させていただく予定です。 また、岐阜県屋外広告物条例により、既に許可を受けている物件については、その許可期間の更新の手続きの際に市町村から案内していただきます。</p>
2	<p>⑦ 賛成 安全管理について義務化し、厳格化するのは、法の趣旨にのっとり適法である。</p>	<p>⑦ ご意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>⑧ 改正点で良いと思う点は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理について、努力義務→義務に改正されたところ ・点検者の資格要件が強化されたところ <p>⇒それによって、交通妨害を防ぎ、街並みの美化にも繋がると思います。</p>	<p>⑧ ご意見として参考にさせていただきます。</p>

4	<p>⑨ 改正内容に異議ありません。 毎年パトロールに同行しますが、期限切れの看板が多く見られますので、管理者の義務を明確にすべきと思います。</p>	<p>⑨ 県としても、屋外広告物の適切な管理をしていただくために広告物又は掲出物件の管理義務を明確にすることは重要と考え改正を行います。</p>
5	<p>⑩ 屋外広告物は景観を重視しなくてはいけないので、管理義務にするのが良いと思いますし、「所有者」と「占有者」の追加も良いと思います。</p> <p>⑪ 定期的な点検が必要なので、規定追加、報告義務の規定の追加も良いと思います。資格要件、屋外広告士等の資格規定も必要だと思います。</p> <p>⑫ 許可が不要な広告物の設置者等の追加も必要な事だと思います。</p>	<p>⑩ ご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>⑪ ご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>⑫ ご意見として参考にさせていただきます。</p>
6	<p>⑬ 未来への環境面安全性の確保の面で条例改正は重要です。責任所在の明確化及び責任所在の拡大が必要ではないでしょうか？ 市民としての細かな意見(返答不要)は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村別点検方法の差 市職員or外部委託等の整合性差異は県として統一される？ ○資格要件の資格者確保の今後の可能性 ○高架看板とその他の差異について ○大型点検機器の所有者について ○不要看板除却の義務化 ○廃棄ルートの確認(不法投棄防止)マニフェスト交付等 <p>お疲れさまです。期限まぎわの提出で申し訳ありませんでした。</p>	<p>⑬ 県としても、屋外広告物の安全性の確保は非常に重要だと考えております。今回の改正では、屋外広告物に対する管理義務や点検義務を明確にし責任所在の明確化等を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県条例適用市町村については、説明会等により、点検方法を統一してまいります。 ○改正後の点検資格に係る3つの資格者で点検を十分に行えると考えていますが、さらなる資格者増加のために周知を行ってまいります。 ○高架看板については、他の看板と同じ扱いであり、規則で除外されている広告物以外の全ての広告物に対して点検を行うことになっております。 ○大型看板の点検のための機器については、事業者にお尋ねください。 ○不要となった看板について、今回の改正で除却を義務化しました。 ○廃棄ルートについては、産業廃棄物に該当する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者に委託し、適切に処分していただくこととなります。
7	<p>⑭ 許可広告物の管理業務厳格化とともに、違法広告物について第16条(措置命令)についても厳格化を図っていただきたい。</p>	<p>現行条例においても、違反広告物について、表示者又は設置者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ又は移転、除却その他必要な措置を命ずることができます。県条例適用市町村に対しては、県違反屋外広告物対策マニュアルにより、措置命令が活用されるよう周知を図ってまいります。</p>